

令和4年11月24日招集

令和4年第8回琴浦町議会臨時会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 111 号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について……………	111
議案第 112 号	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について……………	112
議案第 113 号	琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	113
議案第 114 号	令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算(第 5 号)……………	別冊
議案第 115 号	令和 4 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 116 号	令和 4 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 117 号	令和 4 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 118 号	令和 4 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 119 号	建設工事請負契約の締結について〔浦安地区公民館改修工事〕……………	119

議案第 1 1 1 号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第111号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>10</u></p>

<u>6月に支給する場合には100分の45、1 2月に支給する場合には100分の50を乗 じて得た額の総額</u> 3～5 略	<u>0分の45を乗じて得た額の総額</u> 3～5 略
--	---------------------------------

第2条 琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号棒	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	

19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200

48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000

77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			

106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第3条 琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第20条 略	(勤勉手当) 第20条 略

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の琴浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 1 1 2 号

琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第112号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

第2条 琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、</p>

給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 3 号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

別紙のとおり、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

	れ同数の号給に対応する行政職給料表の1級の欄に掲げる給料月額と同額		料表」という。)におけるそれぞれ同数の号給に対応する行政職給料表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
--	-----------------------------------	--	--

第2条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等)にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等)にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及</p>

務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第10条第1項の規定による報酬と当該報酬に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。)の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第10条第1項の規定による報酬と当該報酬に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。)の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第114号

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,059,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 24 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		565,612	5,000	570,612
	2. 基金繰入金	535,589	5,000	540,589
歳入	合 計	12,054,712	5,000	12,059,712

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		102,216	308	102,524
	1. 議会費	102,216	308	102,524
2. 総務費		2,837,542	1,703	2,839,245
	1. 総務管理費	2,634,093	1,516	2,635,609
	3. 戸籍住民登録費	62,679	110	62,789
	5. 統計調査費	4,352	77	4,429
		3,411,536	1,119	3,412,655
3. 民生費		1,801,529	521	1,802,050
	1. 社会福祉費	1,801,529	521	1,802,050
4. 衛生費		1,439,864	598	1,440,462
	2. 児童福祉費	1,439,864	598	1,440,462
5. 農林水産業費		501,836	556	502,392
	1. 保健衛生費	243,075	556	243,631
6. 商工費		1,094,616	361	1,094,977
	1. 農業費	1,040,732	331	1,041,063
7. 土木費		42,309	30	42,339
	2. 林業費	42,309	30	42,339
9. 教育費		291,114	99	291,213
	1. 商工費	291,114	99	291,213
9. 教育費		942,010	408	942,418
	1. 土木管理費	32,543	105	32,648
	2. 道路橋梁費	406,071	78	406,149
	4. 都市計画費	401,142	149	401,291
	5. 住宅費	87,854	76	87,930
9. 教育費		903,949	860	904,809
	1. 教育総務費	175,429	236	175,665
	4. 社会教育費	297,301	624	297,925

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 予備費		16,911	△414	16,497
	1. 予備費	16,911	△414	16,497
歳	出 合 計	12,054,712	5,000	12,059,712

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

		— 一般 (単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	565,612	5,000	570,612
歳入 合計	12,054,712	5,000	12,059,712

(歳出)

一般 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				特 国県支出金	定 地方債	源 その他		
1. 議会費	102,216	308	102,524				308	
2. 総務費	2,837,542	1,703	2,839,245				1,703	
3. 民生費	3,411,536	1,119	3,412,655				1,119	
4. 衛生費	501,836	556	502,392				556	
5. 農林水産業費	1,094,616	361	1,094,977				361	
6. 商工費	291,114	99	291,213				99	
7. 土木費	942,010	408	942,418				408	
9. 教育費	903,949	860	904,809				860	
13. 予備費	16,911	△414	16,497				△414	
歳出合計	12,054,712	5,000	12,059,712				5,000	

2. 歳入

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	174,000	5,000	179,000	1. 財政調整基金繰入金	5,000	財政調整基金繰入金
計	535,589	5,000	540,589			5,000

3. 歳出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (単位: 千円) 一般

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
1. 議会費	102,216	308	102,524			308	3. 職員手当等	308	勤劬手当 議員期末手当	83 225
計	102,216	308	102,524			308				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	590,316	1,117	591,433			1,117	3. 職員手当等	1,117	勤劬手当	418
7. 企画費	234,597	399	234,996			399	2. 給料	133	退職手当組合負担金 正規職員 一般職	699 104 29
計	2,634,093	1,516	2,635,609			1,516	3. 職員手当等	263	期末手当 勤劬手当	26 237
							4. 共済費	3	互助会納付金	3

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民登録費

1. 戸籍住民登録費	62,679	110	62,789			110	3. 職員手当等	110	勤劬手当	110
計	62,679	110	62,789			110				

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
1. 統計調査費	4,352	77	4,429			77	2. 給料	47	一般職	47
							3. 職員手当等	30	期末手当 勤勉手当	10 20
計	4,352	77	4,429			77				

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	256,761	108	256,869			108	3. 職員手当等	32	勤勉手当	32
2. 社会福祉事業費	81,105	214	81,319			214	27. 繰出金	76	国保 (職員給与費等繰出)	76
							2. 給料	26	一般職	26
							3. 職員手当等	188	期末手当 勤勉手当	18 170
5. 国民年金事務費	8,560	22	8,582			22	2. 給料	22	一般職	22
10. 介護保険事業費	337,626	121	337,747			121	27. 繰出金	121	介護保険 (介護給付費等繰出)	121
11. 後期高齢者医療費	342,797	56	342,853			56	2. 給料	29	一般職	29
							3. 職員手当等	27	期末手当 勤勉手当	6 21
計	1,801,529	521	1,802,050			521				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

一般 (単位: 千円)

1. 児童福祉総務費	880,547	598	881,145					598	2. 給料	55	一般職	55
計	1,439,864	598	1,440,462					598	3. 職員手当等	543	勤勉手当	543

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	89,123	556	89,679					556	2. 給料	102	一般職	37
									3. 職員手当等	454	一般職母子保健	65
計	243,075	556	243,631					556	3. 職員手当等		期末手当	14
											勤勉手当	440

(款) 5. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	38,911	76	38,987					76	3. 職員手当等	76	勤勉手当	76
2. 農業総務費	21,144	1	21,145					1	3. 職員手当等	1	勤勉手当	1
3. 農業振興費	293,959	12	293,971					12	2. 給料	8	一般職	8
									3. 職員手当等	4	期末手当	3
5. 農地費	426,129	162	426,291					162	2. 給料	85	一般職	85
									3. 職員手当等	77	期末手当	17
6. 地籍調査事業費	36,346	80	36,426					80	2. 給料	30	一般職	30
計	1,040,732	331	1,041,063					331	3. 職員手当等	50	勤勉手当	50

一般 (単位: 千円)

(款) 5. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	そ の 他					
						一般財源					
1. 林業総務費	3,760	30	3,790				30	3. 職員手当等	30	期末手当 勤勉手当	6 24
計	42,309	30	42,339				30				

(款) 6. 商工費 (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	42,069	99	42,168				99	2. 給料	67	一般職	67
								3. 職員手当等	32	期末手当 勤勉手当	14 18
計	291,114	99	291,213				99				

(款) 7. 土木費 (項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	32,543	105	32,648				105	2. 給料	28	一般職	28
								3. 職員手当等	77	期末手当 勤勉手当	5 72
計	32,543	105	32,648				105				

(款) 7. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

2. 道路新設改良費	292,036	78	292,114				78	2. 給料	23	一般職	23
								3. 職員手当等	55	期末手当 勤勉手当	5 50
計	406,071	78	406,149				78				

(款) 7. 土木費 (項) 4. 都市計画費

一般 (単位: 千円)

2. 公共下水道事業費	396,225	149	396,374				149	27. 繰出金	149	下水道事業会計繰出金	149
計	401,142	149	401,291				149				

(款) 7. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	87,854	76	87,930				76	2. 給料	29	一般職	29
								3. 職員手当等	43	期末手当	5
										勤勉手当	38
								4. 共済費	4	共済組合負担金	4
計	87,854	76	87,930				76				

(款) 9. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	173,604	236	173,840				236	2. 給料	35	一般職	35
								3. 職員手当等	201	期末手当	45
										勤勉手当	156
計	175,429	236	175,665				236				

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	57,133	399	57,532				399	2. 給料	120	一般職	120
								3. 職員手当等	279	期末手当	23
										勤勉手当	256
6. 図書館費	54,489	127	54,616				127	2. 給料	77	一般職	77
								3. 職員手当等	50	勤勉手当	50

一般 (単位: 千円)

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
8. 人権・同和教育費	23,260	98	23,358			98	2. 給料	31	31	一般職
計	297,301	624	297,925			624	3. 職員手当等	67	5	期末手当 勤勉手当
										62

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	16,911	△414	16,497			△414			△414	
計	16,911	△414	16,497			△414				

議案第115号

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,014,067千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月24日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		149,767	76	149,843
	1. 一般会計繰入金	149,767	76	149,843
歳入	合 計	2,013,991	76	2,014,067

国保 (単位: 千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		24,921	76	24,997
	1. 総務管理費	24,864	76	24,940
歳出	合 計	2,013,991	76	2,014,067

国保 (単位: 千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	国保 (単位:千円)	
			計	計
7. 繰入金	149,767	76		149,843
歳入合計	2,013,991	76		2,014,067

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	国保 (単位:千円)			
				補正額の財源内訳			
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1. 総務費	24,921	76	24,997			76	
歳出合計	2,013,991	76	2,014,067			76	

2. 歳入

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

国保 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	149,767	76	149,843	1. 一般会計繰入金	76	職員給与費等繰入金
計	149,767	76	149,843			

3. 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

国保 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	地方債その他				
1. 一般管理費	22,966	76	23,042		76		36	一般職(2人)	
							40	勤労手当	
								9	退職手当組合負担金
計	24,864	76	24,940		76				

議案第116号

令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,263,201千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月24日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 介護 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		573,074	35	573,109
	2. 国庫補助金	198,095	35	198,130
4. 支払基金交付金		575,975	9	575,984
	1. 支払基金交付金	575,975	9	575,984
5. 県支出金		307,899	18	307,917
	2. 県補助金	17,234	18	17,252
7. 繰入金		336,845	121	336,966
	1. 一般会計繰入金	329,826	121	329,947
歳入	合 計	2,263,018	183	2,263,201

歳出		介護 (単位: 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		67,756	171	67,927
	1. 総務管理費	61,610	171	61,781
3. 地域支援事業費		90,238	35	90,273
	3. 一般介護予防事業費	27,979	35	28,014
6. 予備費		188	△23	165
	1. 予備費	188	△23	165
歳	合 計	2,263,018	183	2,263,201

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	573,074	35	573,109
4. 支払基金交付金	575,975	9	575,984
5. 県支出金	307,899	18	307,917
7. 繰入金	336,845	121	336,966
歳 入 合 計	2,263,018	183	2,263,201

介 護 (単位：千円)

(歳出) 介護 (単位: 千円) 補正額の財源内訳

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源	財 源		
					国 県 支 出 金	地 方 債	
1. 総務費	67,756	171	67,927	40		131	
3. 地域支援事業費	90,238	35	90,273	13		22	
6. 予備費	188	△23	165			△23	
歳 出 合 計	2,263,018	183	2,263,201	53		130	

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

介護 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	21,218	9	21,227	1. 現年度分	9	9 介護予防事業
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業 ・任意事業)	12,913	26	12,939	1. 現年度分	26	26 包括的支援事業・任意事業
計	198,095	35	198,130			

(款) 4. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	23,042	9	23,051	1. 現年度分	9	9 地域支援事業支援交付金
計	575,975	9	575,984			

(款) 5. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	10,609	4	10,613	1. 現年度分	4	4 介護予防事業
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業)	6,625	14	6,639	1. 現年度分	14	14 包括的支援事業・任意事業
計	17,234	18	17,252			

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	34,034	103	34,137	1. 職員給与費等繰入金	103	103 職員給与費等繰入金
---------------	--------	-----	--------	--------------	-----	---------------

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金 介護 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	10,609	4	10,613	1. 現年度分	4	介護予防事業
4. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業 ・任意事業)	6,625	14	6,639	1. 現年度分	14	包括的支援事業・任意事業
計	329,826	121	329,947			

3. 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

介護 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				介護 (単位: 千円)		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	17,465	103	17,568			103		2. 給料	36	一般職 (2人)	36
								3. 職員手当等	67	期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	7 51 9
3. 包括支援センター運営費	39,630	68	39,698	40		28		3. 職員手当等	68	期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	5 57 6
計	61,610	171	61,781	40		131					

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 一般介護予防事業費

1. 一般介護予防事業費	27,979	35	28,014	13		22		2. 給料	8	一般職 (1人)	8
								3. 職員手当等	27	期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	2 23 2
計	27,979	35	28,014	13		22					

(款) 6. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	188	△23	165			△23					△23
計	188	△23	165			△23					

議案第117号

令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度琴浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度琴浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	272,185千円	204千円	272,389千円
第1項 営業費用	251,658千円	204千円	251,862千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	32,263千円	204千円	32,467千円

令和4年11月24日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年度 琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的收入及び支出

支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1	水道事業費用		272,185	204	272,389
1	営業費用		251,658	204	251,862
2		配水及び給水費	37,017	98	37,115
4		総係費	31,530	106	31,636

令和4年度 琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)説明書

収益的收入及び支出

支 出	款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明 細		
						節	金額 (千円)	附記
1 水道事業費用	1) 営業費用		272,185	204	272,389			
		2 配水及び給水費	251,658	204	251,862			
			37,017	98	37,115			
						020 手当	68	勤勉手当 68千円
						030 賞与引当金繰入額	25	勤勉手当引当金 25千円
						060 法定福利費引当金繰入額	5	共済負担金引当金 5千円
		4 総係費	31,530	106	31,636			
						010 給料	13	一般職 13千円
						020 手当	55	期末手当 3千円 勤勉手当 52千円
						030 賞与引当金繰入額	22	勤勉手当引当金 22千円
						050 法定福利費	3	退職手当組合負担金 3千円
						060 法定福利費引当金繰入額	13	共済負担金引当金 13千円

令和4年度琴浦町水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

間接法により作成

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	33,914
減価償却費	150,482
資産減耗費	1,339
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	21
長期前受金戻入額	△ 29,329
受取利息及び受取配当金	△ 68
支払利息	18,476
有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 1
未収金の増減額 (△は増加)	2,917
未払金の増減額 (△は減少)	△ 43,059
小計	<u>134,712</u>
利息及び配当金の受取額	68
利息の支払額	<u>△ 18,476</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>116,304</u>
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 237,926
他会計からの繰入金による収入	<u>10,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 227,926</u>
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	178,200
企業債の償還による支出	△ 98,623
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>79,577</u>
資金増加額 (又は減少額)	△ 32,045
資金期首残高	<u>396,408</u>
資金期末残高	<u><u>364,363</u></u>

令和4年度琴浦町水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 固定資産			
(1)有形固定資産			
イ 土地		35,865,789	
ロ 建物	53,619,485		
ハ 構築物	△ 31,966,167	21,653,318	
ニ 構築物減価償却累計額	6,355,412,357		
ホ 機械及び装置	△ 2,881,907,227	3,473,505,130	
ヘ 機械及び装置減価償却累計額	438,843,352		
ト 車両及び運搬具	△ 303,693,561	135,149,791	
チ 車両及び運搬具減価償却累計額	2,936,729		
リ 工具器具及び備品	△ 2,789,894	146,835	
レ 工具器具及び備品減価償却累計額	9,668,382		
ロ リース資産	△ 2,894,729	6,773,653	
リ リース資産減価償却累計額	0		
予 建設仮勘定	0	0	
有形固定資産合計		<u>20,854,819</u>	3,693,949,335
(2)無形固定資産			
イ 水道台帳ソフト		<u>0</u>	0
無形固定資産合計			<u>0</u>
固定資産合計			<u>3,693,949,335</u>
2 流動資産			
(1)現金預金			364,362,686
(2)未収金	5,563,739		
貸倒引当金	△ 4,508,674		
(3)貯蔵品			1,055,065
(4)前払金			0
(5)その他流動資産			0
流動資産合計			<u>0</u>
資産合計			<u>365,417,751</u>
			<u>4,059,367,086</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		1,371,798,349	
(2) リース債務		0	
固定負債合計		<u>1,371,798,349</u>	
4 流動負債			
(1) 企業債		84,061,046	
(2) リース債務		0	
(3) 未払金			
イ 営業未払金	4,779,660		
ロ 営業外未払金	1,000,000		
ハ その他の未払金	0		
未払金合計	<u>5,779,660</u>		
(4) 前受金	0		
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	2,096,000		
ロ 法定福利費引当金	428,000		
引当金合計	<u>2,524,000</u>		
(6) その他流動負債			
流動負債合計		<u>92,364,706</u>	
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,163,856,916	
(2) 収益化累計額		<u>△ 462,049,118</u>	
繰延収益合計		<u>701,807,798</u>	
負債合計		<u>2,165,970,853</u>	

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	15,527,733	
(2) 出資金	236,902,137	
(3) 繰入資本金	373,269,128	
(4) 組入資本金	587,357,227	
資本金合計		<u>1,213,056,225</u>
7 剰余金		
(1) 資本剰余金	162,077,696	
イ 受贈財産評価額	8,408,681	
ロ 寄附金		
ハ その他資本剰余金		
資本剰余金合計		<u>301,548,221</u>
(2) 利益剰余金	0	
イ 減債積立金		
ロ 建設改良積立金	100,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰余金	278,791,787	
利益剰余金合計		<u>378,791,787</u>
剰余金合計		<u>680,340,008</u>
資本合計		<u>1,893,396,233</u>
負債資本合計		<u>4,059,367,086</u>

議案第118号

令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度琴浦町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度琴浦町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	931,220千円		149千円	931,369千円
第2項 営業外収益	655,192千円		149千円	655,341千円
		支 出		
第1款 下水道事業費用	927,708千円		149千円	927,857千円
第1項 営業費用	786,701千円		149千円	786,850千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	28,875千円	149千円	29,024千円

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
他会計補助金	359,714千円	149千円	359,863千円

令和4年11月24日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収入	款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1	下水道事業収益			931,220	149	931,369
		02	営業外収益	655,192	149	655,341
		02	他会計補助金	359,714	149	359,863

支出

支出	款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
2	下水道事業費用			927,708	149	927,857
		01	営業費用	786,701	149	786,850
		01	管路費	27,033	111	27,144
			05	総係費	38	72,623

令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)説明書

収益的收入及び支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明細	
					節	金額 (千円)
1 下水道事業収益		931,220	149	931,369		
	02)営業外収益	655,192	149	655,341		
	02 他会計補助金	359,714	149	359,863		
					010 他会計補助金	149 一般会計繰入金
						149 一般会計繰入金

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明細	
					節	金額 (千円)
1 下水道事業費用		927,708	149	927,857		
	01)営業費用	786,701	149	786,850		
	01 管路費	27,033	111	27,144		
					010 給料	36 一般職
					020 手当	34 期末手当(一般職)
						34 勤勉手当(一般職)
					030 賞与引当金繰入額	23 期末手当引当分
						23 勤勉手当引当分
					060 法定福利費引当金繰入額	9 共済負担金引当金
					080 退職手当組合負担金	9 退職手当組合負担金
					020 手当	42 期末手当(一般職)
						42 勤勉手当(一般職)
					030 賞与引当金繰入額	△ 12 期末手当引当分
						△ 12 勤勉手当引当分
					060 法定福利費引当金繰入額	△ 1 共済負担金引当金
					080 退職手当組合負担金	9 退職手当組合負担金
					05 総係費	72,623 7千円
						38 35千円
						△ 20千円
						8千円
						△ 1千円
						△ 1千円
						9千円

令和4年度琴浦町下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで：間接法により作成)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	7,130	千円
減価償却費	556,214	千円
資産減耗費	11,320	千円
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,417	千円
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,652	千円
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	331	千円
長期前受金戻入額	△ 295,438	千円
受取利息及び受取配当金	0	千円
支払利息及び企業債取扱諸費	123,609	千円
未収金の増減額(△は増加)	10,394	千円
未払金の増減額(△は減少)	△ 69	千円
小計	419,560	千円
利息及び配当金の受取額	0	千円
利息の支払額	△ 123,609	千円
業務活動によるキャッシュ・フロー	295,951	千円
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 50,814	千円
国庫補助等による収入	8,034	千円
他会計からの繰入金による収入	52,298	千円
受益者負担金等による収入	19,025	千円
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,543	千円
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	34,100	千円
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 509,571	千円
出資金による収入	166,040	千円
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 309,431	千円
資金増加額(又は減少額)	15,063	千円
資金期首残高	23,048	千円
資金期末残高	38,111	千円

令和4年度 琴浦町下水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部

	円	円	円
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地			
ロ 建物	571,743,050	611,054,681	
減価償却累計額	△ 21,831,203		
ハ 構築物	15,874,006,314	549,911,847	
減価償却累計額	△ 419,409,391		
ニ 機械及び装置	943,043,285	15,454,596,923	
減価償却累計額	△ 113,106,400		
ホ 車両及び運搬具	80,766	829,936,885	
減価償却累計額	0		
ヘ 工具器具及び備品	266,300	80,766	
減価償却累計額	△ 86,617		
ト 建設仮勘定		179,683	
有形固定資産合計		17,445,760,785	
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計		5,340,002	17,451,100,787
固定資産合計			
2 流動資産			
(1) 現金預金			
(2) 未収金			
貸倒引当金			
(3) 有価証券			
(4) 貯蔵品			
(5) 前払費用			
(6) 前払金			
(7) その他流動資産			
流動資産合計	10,531,024	38,110,998	
	△ 4,417,199	6,113,825	
資産合計			
			44,224,823
			<u>17,495,325,610</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		7,252,699,251	
(2) リース債務		0	
固定負債合計			7,252,699,251
4 流動負債			
(1) 企業債		528,508,279	
(2) リース債務		0	
(3) 未払金			
イ 営業未払金	14,569,444		
ロ 営業外未払金	10,257,000		
ハ その他の未払金	0		
(4) 未払費用		24,826,444	
(5) 引当金		0	
イ 賞与引当金	1,652,015		
ロ 法定福利費引当金	330,269		
(6) その他流動負債		1,982,284	
流動負債合計			555,317,007
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	8,704,143,588		
(2) 収益化累計額	△ 295,438,326		
繰延収益合計			8,408,705,262
負債合計			<u>16,216,721,520</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 固有資本金		756,346,529	
(2) 出資金		166,040,000	
(3) 組入資本金		0	
資本金合計			922,386,529
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	361,293		
ロ 国庫補助金	285,978,695		
ハ 県補助金	19,368,000		
ニ 他会計補助金	43,379,478		
資本剰余金合計		349,087,466	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	7,130,095		
利益剰余金合計		7,130,095	
剰余金合計			356,217,561
資本合計			<u>1,278,604,090</u>
負債資本合計			<u>17,495,325,610</u>

議案第119号

建設工事請負契約の締結について
〔浦安地区公民館改修工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 浦安地区公民館改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字浦安123-1
- 3 工事完成期限 令和5年3月24日
- 4 請 負 金 額 一金 53,680,000円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東873番地
氏名 株式会社伊藤建設

令和4年11月24日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志